

平成 27 年 10 月 20 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア  
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也  
(コード番号：3823 東証マザーズ)  
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫  
電 話 番 号： ( 0 3 ) 5 7 9 3 - 1 3 0 0

定款の一部変更（発行可能株式総数、役員責任限定契約）に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」につきまして、平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、発行可能株式総数を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第 29 条（取締役の責任軽減）第 2 項及び第 38 条（監査役の責任免除）第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 29 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,900</u> 万株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,700</u> 万株とする。
第 4 章 取締役及び取締役会 (役員 <span>の責任軽減</span> )	第 4 章 取締役及び取締役会 (役員 <span>の責任軽減</span> )

<p>第 29 条</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 29 条</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更を付議する株主総会開催日

平成 27 年 11 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 11 月 26 日（予定）

以上